

件名

租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件

○内閣府告示第四十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十五項並びに第二十三項第三号イ及びロの規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件（平成二十九年内閣府告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の第十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件、同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的、同条第二十三項第三号イの規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等並びに同号ロの規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項を次のように定める。</p> <p>非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〽三 略」</p> <p>四 指定インデックス投資信託 公募株式投資信託のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該</p>	<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の第十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件、同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的、同条第二十五項第四号イ(2)の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等及び同号イ(3)の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〽三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>イ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該</p>

公募株式投資信託が外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三条第一項において同じ。

）である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの）をいう。以下同じ。）において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指数のうち、いずれか一の指数に採用されている資産に投資（当該資産に投資する他の投資信託の受益権又は投資法人（同法第二条第十二項に規定する投資法人及び同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）の投資口（同条第十四項に規定する投資口その他これに類するもの）をいう。以下同じ。）を直接又は間接に保有する場合を含む。以下同じ。）を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあるもの

ロ 「略」

〔五〇八 略〕

（累積投資勘定等）に受け入れることができる上場株式等の範囲）

第二条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 上場株式投資信託 次に掲げる要件

イ 「略」

公募株式投資信託が外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三条第一項において同じ。

）である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）をいう。以下同じ。）において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指数のうち、いずれか一の指数に採用されている資産に投資（当該資産に投資する他の投資信託の受益権又は投資法人（同法第二条第十二項に規定する投資法人及び同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）の投資口（同条第十四項に規定する投資口その他これに類するもの）をいう。以下同じ。）を直接又は間接に保有する場合を含む。以下同じ。）を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあるもの

ロ 「同上」

〔五〇八 同上〕

（累積投資勘定）に受け入れることができる上場株式等の範囲）

第二条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 累積投資勘定（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定を含む。）をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（②において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

〔1〕～〔4〕 略〕

〔ハ〕～ホ 略〕

二 〔略〕

（特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲等）

第七条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号イに規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものとする。

2 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号ロに

ロ 累積投資勘定（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（②において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

〔1〕～〔4〕 同上〕

〔ハ〕～ホ 同上〕

二 〔同上〕

（特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲）

第七条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十五項第四号イ②に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハ①に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものとする。

2 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十五項第四号イ③

規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等のうち、上場等株式投資信託の受益権、不動産投資法人の投資口等又は特定受益証券発行信託（同法第二条第一項第五号に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権で、委託者指図型投資信託約款、規約（当該不動産投資法人の投資口等が外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類するもの）又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（次に掲げる目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることとする。

「一〇三 略」

に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げる上場株式等のうち、上場等株式投資信託の受益権、不動産投資法人の投資口等又は特定受益証券発行信託（同法第二条第一項第五号に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権で、委託者指図型投資信託約款、規約（当該不動産投資法人の投資口等が外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（次に掲げる目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることとする。

「一〇三 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。